

富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 余裕教室活用指針に基づき、富田林市立小・中学校に生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほか、地域での活用方策等を検討し、有効に活用を図るため、富田林市余裕教室有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、余裕教室活用に関する次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 学校教育上必要とする活用に関する事項
- (2) 余裕教室活用指針における学校教育以外で優先的に活用を図る事項
- (3) 前 2 号のほか、地域等での有効活用を図る事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 15 人以内とし、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員長が必要と認める場合は、新たな委員の参加を求めることができる。

- (1) P T A 代表
- (2) 町総代会代表
- (3) 小・中学校の校長会代表
- (4) 教育総務部長
- (5) 教育指導室長
- (6) 社会教育課長
- (7) こども未来室付課長
- (8) 危機管理室長
- (9) 市民協働課長
- (10) 行政管理課長

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育総務部長とし、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が任命し、委員長に事故あるときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長が、議題の内容から合理的に判断して、会議の招集をする必要がないと認める場合においては、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、富田林市教育委員会教育総務部教育総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。